

武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年9月武蔵野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>4 及び 5 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 子ども（児童を除く。）</u> <u>が何人からも監護されておらず、武蔵野市（以下「市」という。）が必要と認める場合の当該子ども本人</u></p> <p>4 及び 5 (略)</p>	<p>号の追加</p>
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、子どもを養育している者であって、その者が養育する子ども（<u>武蔵野市（以下「市」という。）</u>の区域内に住所を有する者に限る。）の疾病又は負傷について、国</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、子どもを養育している者であって、その者が養育する子ども（<u>市の区域内に住所を有する者に限る。</u>）の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第</p>	<p>字句の改正</p>

<p>民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（届出義務）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 <u>児童に係る</u>対象者は、現況について、規則で定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（届出義務）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 対象者は、現況について、規則で定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>字句の削除</p>
--	---	--------------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 改正後の第2条第3項第3号に規定する者による医療証の交付の申請及び改正後の第8条第2項の規定による現況届の提出は、この条例の施行日前においても行うことができる。

（武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部改正）

- 4 武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年12月武蔵野市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）	

機 関	事務
1 から 4 まで (略)	
5 市 長	武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年9月武蔵野市条例第25号)による <u>児童</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 (略)	

機 関	事務
1 から 4 まで (略)	
5 市 長	武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年9月武蔵野市条例第25号)による <u>子ども</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 (略)	

字句の改正

別表第2 (第4条関係)

1 法別表第1の下欄に掲げる事務

機 関	事務	特定個人情報
(1)から(5)まで (略)		
(6) 市 長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収	地方税関係情報であって規則で定めるものから武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の住宅費の助成に関する情報(以下「ひとり親住宅費助成関係情報」という。)であつ

別表第2 (第4条関係)

1 法別表第1の下欄に掲げる事務

機 関	事務	特定個人情報
(1)から(5)まで (略)		
(6) 市 長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収	地方税関係情報であって規則で定めるものから武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の住宅費の助成に関する情報(以下「ひとり親住宅費助成関係情報」という。)であつ

	<p>に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>て規則で定めるものまで (略)</p> <p>武蔵野市子ども医療費の助成に関する条例による<u>児童</u>の医療費の助成に関する情報（以下「<u>児童医療費助成関係情報</u>」という。）であつて規則で定めるもの</p>		<p>に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>て規則で定めるものまで (略)</p> <p>武蔵野市子ども医療費の助成に関する条例による<u>子ども</u>の医療費の助成に関する情報（以下「<u>子どもの医療費助成関係情報</u>」という。）であつて規則で定めるもの</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
(7)から(9)まで (略)			(7)から(9)まで (略)			
(10)市長	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であつて規則で定めるものからひとり親住宅費助成関係情報であつて規則で定めるものまで (略)</p> <p><u>児童医療費助成関係情報</u>であつて規則で定めるもの</p>	(10)市長	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であつて規則で定めるものからひとり親住宅費助成関係情報であつて規則で定めるものまで (略)</p> <p><u>子どもの医療費助成関係情報</u>であつて規則で定めるもの</p>	<p>字句の改正</p>

(11)及び(12) (略)

市 長	(13) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるものからひとり親住宅費助成関係情報であって規則で定めるものまで (略)
		<u>児童医療費助成</u> 関係情報であって規則で定めるもの

(14) (略)

市 長	(15) 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊	医療保険給付関係情報であって規則で定めるものからひとり親医療費助成関係情報であって規則で定めるものまで (略)
--------	-----------------------------------	---

(11)及び(12) (略)

市 長	(13) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるものからひとり親住宅費助成関係情報であって規則で定めるものまで (略)
		<u>子どもの医療費助成</u> 関係情報であって規則で定めるもの

(14) (略)

市 長	(15) 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊	医療保険給付関係情報であって規則で定めるものからひとり親医療費助成関係情報であって規則で定めるものまで (略)
--------	-----------------------------------	---

字句の改正

	<p>娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>児童医療費助成関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>		<p>娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>子どもの医療費助成関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>	<p>字句の改正</p>
(16)市長	<p>児童手当法による児童手当</p>	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるものから</p>	(16)市長	<p>児童手当法による児童手当</p>	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるものから</p>	

	<p>又は特例給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>ひとり親住宅費助成関係情報であつて規則で定めるものまで（略）</p> <p><u>児童医療費助成関係情報</u>であつて規則で定めるもの</p>		<p>又は特例給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>ひとり親住宅費助成関係情報であつて規則で定めるものまで（略）</p> <p><u>子どもの医療費助成関係情報</u>であつて規則で定めるもの</p>	<p>字句の改正</p>
(17) (略)			(17) (略)			
<p>(18) 市長</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金</p>	<p>地方税関係情報であつて規則で定めるものからひとり親住宅費助成関係情報であつて規則で定めるものまで（略）</p> <p><u>児童医療費助成関係情報</u>であつて規則で定めるもの</p>	<p>(18) 市長</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金</p>	<p>地方税関係情報であつて規則で定めるものからひとり親住宅費助成関係情報であつて規則で定めるものまで（略）</p> <p><u>子どもの医療費助成関係情報</u>であつて規則で定めるもの</p>	<p>字句の改正</p>

の支給
に
関
す
る
事
務
で
あ
っ
て
規
則
で
定
め
る
も
の

(19)から(22)まで (略)

2 (略)

3 別表第1の右欄に掲げる
事務

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
(1) 市 長	生活に 困窮す る外国 人に対 する生 活保護 法によ る保護 に準ず る措置 に 関 す る 事 務 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	地方税関係情 報であって規 則で定めるも のからひとり 親住宅費助成 関係情報であ って規則で定 めるものまで (略)
		<u>児童医療費助 成関係情報</u> で あって規則で 定めるもの
(2) 市 長	武蔵野 市児童 育成手 当条例 による	地方税関係情 報であって規 則で定めるも のからひとり 親住宅費助成

の支給
に
関
す
る
事
務
で
あ
っ
て
規
則
で
定
め
る
も
の

(19)から(22)まで (略)

2 (略)

3 別表第1の右欄に掲げる
事務

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
(1) 市 長	生活に 困窮す る外国 人に対 する生 活保護 法によ る保護 に準ず る措置 に 関 す る 事 務 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	地方税関係情 報であって規 則で定めるも のからひとり 親住宅費助成 関係情報であ って規則で定 めるものまで (略)
		<u>子どもの医療 費助成関係情 報</u> であって規 則で定めるも の
(2) 市 長	武蔵野 市児童 育成手 当条例 による	地方税関係情 報であって規 則で定めるも のからひとり 親住宅費助成

字句の改正

	児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	関係情報であって規則で定めるものまで (略) <u>児童医療費助成</u> 関係情報であって規則で定めるもの		児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	関係情報であって規則で定めるものまで (略) <u>子どもの医療費助成</u> 関係情報であって規則で定めるもの	字句の改正	
(3) 武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるものからひとり親住宅費助成関係情報であって規則で定めるものまで (略) <u>児童医療費助成</u> 関係情報であって規則で定めるもの	(3) 武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるものからひとり親住宅費助成関係情報であって規則で定めるものまで (略) <u>子どもの医療費助成</u> 関係情報であって規則で定めるもの		字句の改正
(4) 武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費	武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費	地方税関係情報であって規則で定めるものからひとり親医療費助成	(4) 武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費	武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費	地方税関係情報であって規則で定めるものからひとり親医療費助成		

<p>の助成に関する条例によるひとり親家庭等の住宅費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>関係情報であって規則で定めるものまで (略)</p>	<p><u>児童医療費助成</u>関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>の助成に関する条例によるひとり親家庭等の住宅費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>関係情報であって規則で定めるものまで (略)</p>	<p><u>子どもの医療費助成</u>関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(5) 武蔵野市子ども医療費の助成に関する条例による<u>児童</u>の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるものからひとり親住宅費助成関係情報であって規則で定めるものまで (略)</p>	<p>(5) 武蔵野市子ども医療費の助成に関する条例による<u>子ども</u>の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるものからひとり親住宅費助成関係情報であって規則で定めるものまで (略)</p>	<p>字句の改正</p>		

(提案理由)

東京都の高校生等医療費助成事業の実施に伴い、所要の改正をするものである。